

尾張旭市監査公表第4号

平成28年12月28日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年2月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

教育委員会生涯学習課図書館

監査の指摘事項	措置状況
空調機器設備保守点検業務において、予定価格書が作成されていない。尾張旭市契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、予定価格を定める必要がある。また、同条ただし書の規定により、予定価格の決定を省略する場合は、契約金額が30万円以下とされている。	尾張旭市契約規則第26条に基づき、予定価格書を作成するよう改善します。